

宮崎県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 新旧対照表

改正前

改正後

宮崎県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

第2期（平成29年4月1日から  
平成34年3月31日まで）

平成29年4月  
宮崎県

宮崎県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

第2期（平成29年4月1日から  
令和4年3月31日まで）

（令和2年10月15日変更）

平成29年4月  
宮崎県

改正前

1～5(1)②イ【略】

ウ 捕獲状況

狩猟及び農林業被害防止のための有害捕獲による県内でのイノシシの捕獲数は、平成10年度までは6,000頭前後だったが、平成11年度には約1万頭まで増加し、その後、増減を繰り返しながら増加傾向を示し、平成22年度には12,000頭を超え、平成27年度は24,264頭を捕獲している。

特に、平成25年度からは、国の交付金を活用して、有害捕獲に対し1頭あたり8千円を助成し捕獲の強化を図ったこともあり、有害捕獲だけで、平成26年度及び平成27年度は14,000頭を超える捕獲実績となっている。(図-1)。

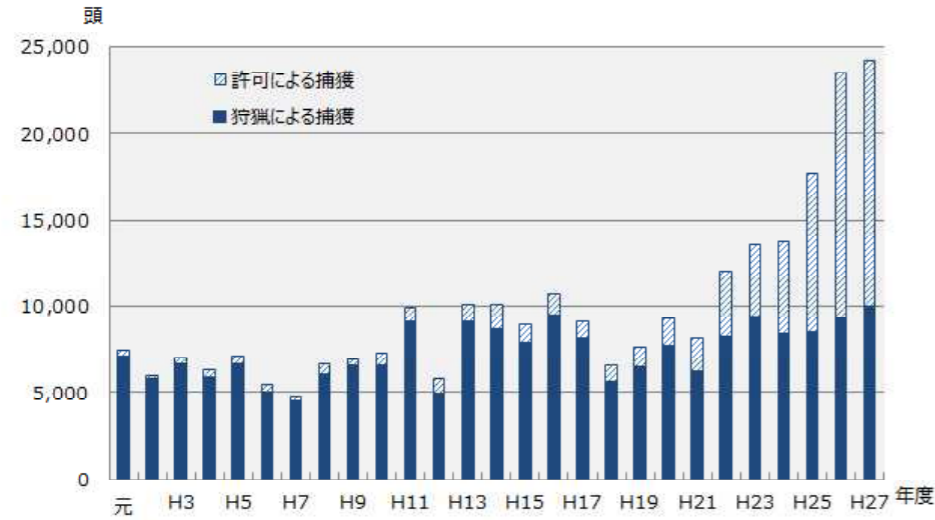


図-1 捕獲数の推移

③ 被害及び被害防除状況

ア 被害状況

イノシシによる農林作物への被害額は、平成17年度以降増加し、平成24年度には495,529千円となった。その後は減少傾向となっているが、未だ深刻な被害が続いている。(図-2)。

また、生息域の拡大により被害は県下全域にわたっており、山村から都市近郊まで被害区域が拡大している。

なお、平成27年度における主な被害農林作物としては、水稲が作物全体の約4割を占め、次いで、飼料作物、野菜類、果樹の順となっている(表-2)。

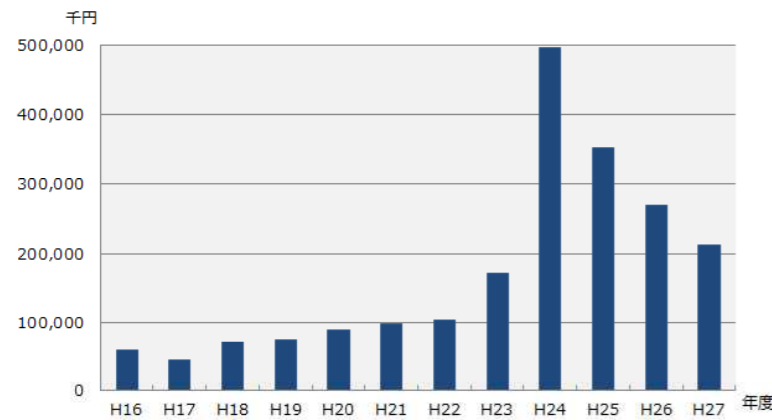


図-2 農林作物の被害額の推移

改正後

1～5(1)②イ【略】

ウ 捕獲状況

狩猟及び農林業被害防止のための有害捕獲による県内でのイノシシの捕獲数は、平成10年度までは6,000頭前後だったが、平成11年度には約1万頭まで増加し、その後、増減を繰り返しながら増加傾向を示し、平成27年度には24,000頭を超えたが、それ以降は、20,000頭前後で推移している。

なお、平成25年度からは、国の交付金を活用して、有害捕獲に対し1頭あたり7千円を助成し捕獲の強化を図ったこともあり、有害捕獲だけで、平成29年度からは、13,000頭を超える捕獲実績となっている。(図-1)。

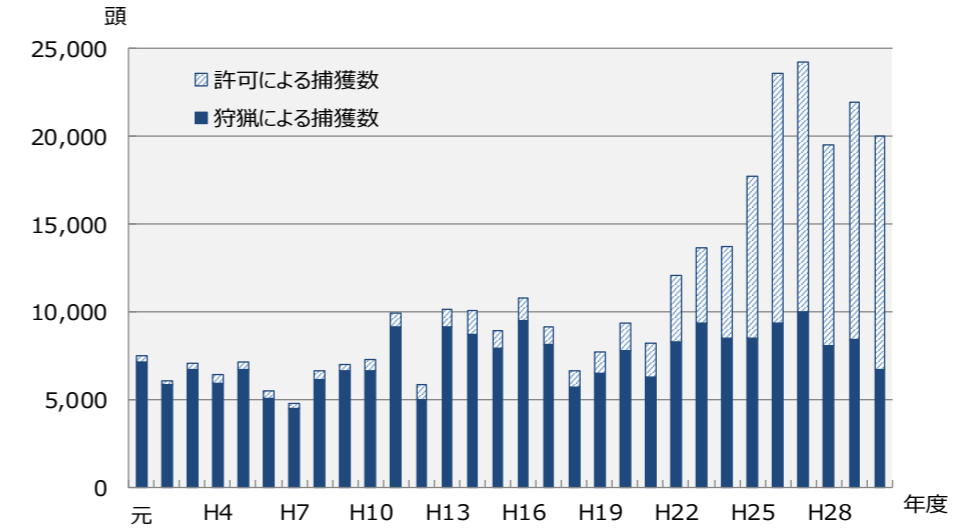


図-1 捕獲数の推移

③ 被害及び被害防除状況

ア 被害状況

イノシシによる農林作物への被害額は、平成17年度以降増加し、平成24年度には495,529千円となった。その後は減少傾向となっているが、未だ深刻な被害が続いている。(図-2)。

また、生息域の拡大により被害は県下全域にわたっており、山村から都市近郊まで被害区域が拡大している。

なお、平成30年度における主な被害農林作物としては、水稲が作物全体の約5割を占め、次いで、野菜類、果樹、いも類の順となっている(表-2)。

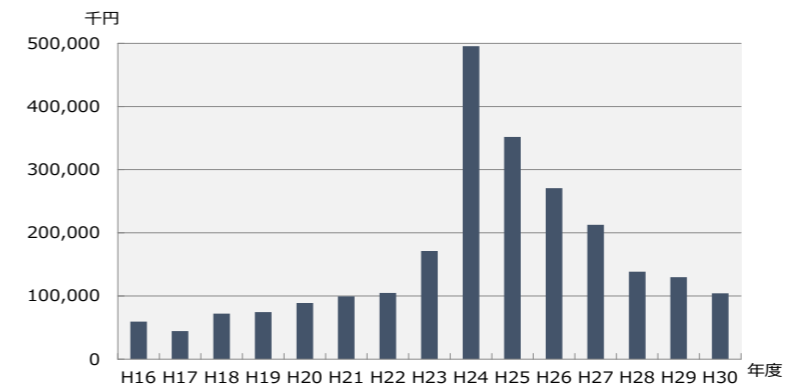


図-2 農林作物の被害額の推移

表-2 平成27年度作物別被害額

(単位：千円、%)

作物名	水稲	飼料作物	野菜類	果樹	いも類	特用林産物	その他	計
被害額	84,616	48,290	33,536	15,906	15,740	9,497	4,936	212,521
割合	39.8	22.7	15.8	7.5	7.4	4.5	2.3	100.0

イ 被害防止施設設置状況

これまで県では、イノシシによる農林作物への被害対策として、鳥獣保護区又は同区に隣接する農林地に電気柵や爆音機等を設置する農林業者等に対して補助を行い、被害軽減に努めてきた。

なお、平成27年度におけるイノシシ用の電気柵の延長は約103kmにおよび、シカやサル用を含む電気柵の総延長の約67%を占めている(表-3)。

表-3 電気柵設置状況の推移

(単位 上段：基、下段：m)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基数	309	344	293	281	268
延長	115,900	118,300	100,700	105,000	102,550

④ その他

ア 狩猟者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、年々減少しており、平成27年度には5,602人となった。年齢構成を見ると、60才以上の占める割合は年々高まり、昭和61年度には20.3%であったが、平成27年度では免許所持者全体の73.2%を占めるまでになり、高齢化が進行している(図-3)。

そのうち、本県で狩猟のために登録を受ける者も年々減少し、平成27年度は4,634人となったが、その中で網・わな猟の狩猟者登録数は年々増加しており、平成27年度では昭和61年度の約3.6倍の2,114人となっている。

これは、銃器に比べ取扱いが簡易で捕獲が期待できるわなを使用する登録者が増加しているものと考えられる(図-4)。

なお、平成18年度は網・わな特区の実施、平成19年度からは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、従来の網・わな猟免許が、網猟免許及びわな猟免許に区分され、免許試験における負担が軽減されている。

また、平成22年度からは、狩猟免許試験を年2回から年3回(2回目及び3回目は日曜日)とし、会場数も4会場から平成27年度には8会場で実施するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めている。

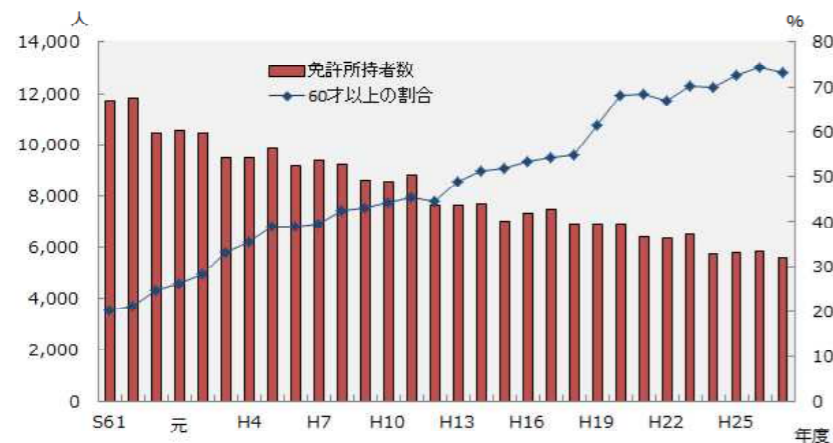


図-3 狩猟免許所持者数及び60才以上の占める割合の推移

表-2 平成30年度作物別被害額

(単位：千円、%)

作物名	水稲	野菜類	果樹	いも類	飼料作物	特用林産物	その他	計
被害額	48,851	19,183	12,270	11,315	7,155	3,381	2,115	104,270
割合	46.9	18.4	11.7	10.9	6.9	3.2	2.0	100.0

イ 被害防止施設設置状況

これまで県では、イノシシによる農林作物への被害対策として、鳥獣保護区又は同区に隣接する農林地に電気柵や爆音機等を設置する農林業者等に対して補助を行い、被害軽減に努めてきた。

なお、平成30年度におけるイノシシ用の電気柵の延長は約101kmにおよび、シカやサル用を含む電気柵の総延長の約63%を占めている(表-3)。

表-3 電気柵設置状況の推移

(単位 上段：基、下段：m)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基数	281	268	346	289	270
延長	105,000	102,550	127,250	108,650	101,050

④ その他

ア 狩猟者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、年々減少しており、平成30年度には5,449人となった。年齢構成を見ると、60才以上の占める割合は年々高まり、昭和61年度には20.3%であったが、平成30年度では免許所持者全体の73.4%を占めるまでになり、高齢化が進行している(図-3)。

そのうち、本県で狩猟のために登録を受ける者も年々減少し、平成30年度は4,444人となったが、その中で網・わな猟の狩猟者登録数は年々増加しており、平成30年度では昭和61年度の約3.8倍の2,210人となっている。

これは、銃器に比べ取扱いが簡易で捕獲が期待できるわなを使用する登録者が増加しているものと考えられる(図-4)。

なお、平成18年度は網・わな特区の実施、平成19年度からは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、従来の網・わな猟免許が、網猟免許及びわな猟免許に区分され、免許試験における負担が軽減されている。

また、平成22年度からは、狩猟免許試験を年2回から年3回(2回目及び3回目は日曜日)とし、会場数も4会場から平成27年度には8会場で実施するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めている。

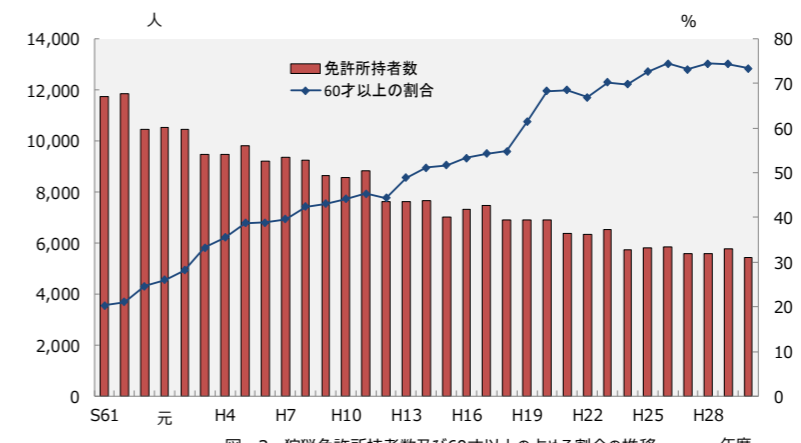


図-3 狩猟免許所持者数及び60才以上の占める割合の推移

改正前

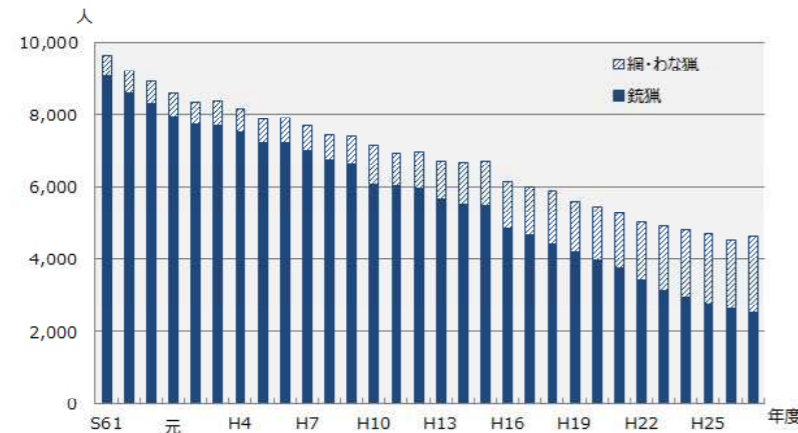


図-4 狩猟者登録数の推移

(2)～(3) 【略】

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲による数の調整

管理目標に基づき、農林作物への被害を軽減させるためには当面の間、現在以上の捕獲を行い、イノシシの生息数を減らすことが重要である。捕獲を推進するための方法は、次のとおりとする。

① 狩猟による捕獲の促進

ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間の始期日を毎年11月15日から11月1日に変更し、終期日を翌年2月15日から3月15日に変更する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

イ 禁止する猟法の解除

イノシシ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、イノシシについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

※ くくりわなの直径については、平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により規制されたものであるが、これはツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものであり、本県ではツキノワグマの生息が確認されていないことから、規制を解除するものである。

② 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

各市町村及び市町村有害鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲（許可捕獲）を適正かつ円滑に推進するため、各種の助言や捕獲活動の助成を行う。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を、イノシシの生息状況やイノシシによる被害状況等を勘案して実施するものとする。  
事業の実施については、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」に定める。

改正後

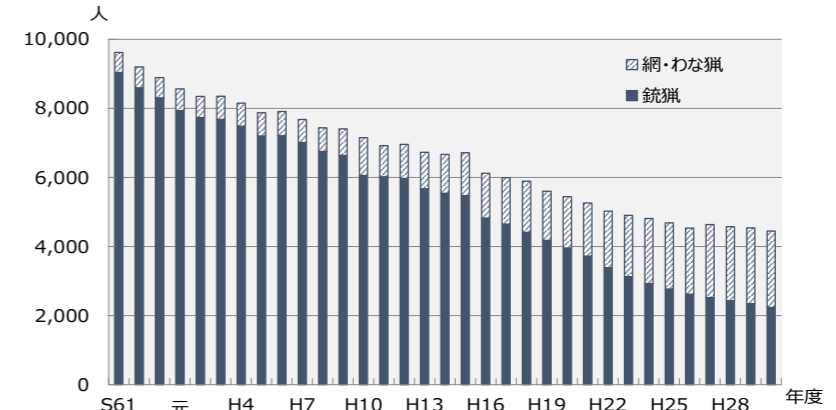


図-4 狩猟者登録数の推移

(2)～(3) 【略】

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲による数の調整

管理目標に基づき、農林作物への被害を軽減させるためには当面の間、現在以上の捕獲を行い、イノシシの生息数を減らすことが重要である。捕獲を推進するための方法は、次のとおりとする。

① 狩猟による捕獲の促進

ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を、「毎年11月15日から翌年2月15日まで」から「毎年11月1日から翌年3月15日まで」に変更する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

イ 禁止する猟法の解除

イノシシ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、イノシシについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

※ くくりわなの直径については、平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により規制されたものであるが、これはツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものであり、本県ではツキノワグマの生息が確認されていないことから、規制を解除するものである。

② 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

各市町村及び市町村有害鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲（許可捕獲）を適正かつ円滑に推進するため、各種の助言や捕獲活動の助成を行う。

③ 数の調整のための特別捕獲

イノシシによる被害のリスクが高く、かつ、捕獲の要望が強い地域において、更なる捕獲を推進するため、個体数調整を目的とした捕獲を実施する。  
また、県内の養豚場等において豚熱の発生が確認された際には、野生イノシシによりウイルスを浸潤させることのないよう、集中的な捕獲を実施することとする。  
なお、その実施に当たっては、農林畜産業、希少植物等への被害リスクの詳細を把握するとともに、狩猟及び有害捕獲との間に混乱の生じることのないよう、県、市町村及び捕獲を行う者と協議し、実施地域、期間等を調整する。

改正前

- (2) 捕獲数管理  
特定鳥獣の捕獲による捕獲数等を把握し、生息状況等を判断する指標データの収集を行う。
- ① 狩猟による捕獲の把握  
狩猟期間の捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得てイノシシ捕獲状況調査（資料1）を実施する。
- (3) 狩猟者の育成・確保  
狩猟免許所持者数は、わな猟免許所持者が増加している一方で、銃器を使用する第一種銃猟免許所持者がそれを上回り減少していることから、全体では減少している。このため、更なる狩猟免許試験のPRなど、狩猟を始めるきっかけを増やす等により捕獲の担い手である狩猟者の確保に努める。また、わな猟初心者を対象とした技術向上のための研修会や、銃猟による有害鳥獣捕獲従事者に対する安全・技術向上講習会を実施し、狩猟者の育成を図る。

7～9(2) 【略】

改正後

- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲  
県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を、イノシシの生息状況やイノシシによる被害状況を勘案して実施するものとする。  
事業の実施については、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」に定める。
- (2) 捕獲数管理  
特定鳥獣の捕獲による捕獲数等を把握し、生息状況等を判断する指標データの収集を行う。
- ① 狩猟による捕獲の把握  
狩猟期間の捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得てイノシシ捕獲状況調査（資料1）を実施する。
- (3) 狩猟者の育成・確保  
狩猟免許所持者数は、わな猟免許所持者が増加している一方で、銃器を使用する第一種銃猟免許所持者がそれを上回り減少していることから、全体では減少している。このため、更なる狩猟免許試験のPRや狩猟免許取得に要する経費への助成など、狩猟を始めるきっかけを増やす等により捕獲の担い手である狩猟者の確保に努める。また、わな猟初心者を対象とした技術向上のための研修会や、銃猟による有害鳥獣捕獲従事者に対する安全・技術向上講習会を実施し、狩猟者の育成を図る。

7～9(2) 【略】



改正前

(3) 計画の実施体制

① 【略】

② 鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する(図-6)。

※新たな視点に立った鳥獣被害対策

無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

ア 鳥獣被害対策特命チームの設置

全県的な鳥獣被害対策の方向性や被害対策基本方針の決定、施策成果の検証、各部会間の調整、進行管理、県民への啓発等、本県の鳥獣被害対策を統括する。

構成員 チーム長：副知事

副チーム長：自然環境課長、森林経営課長、農政企画課新農業戦略室長

関係各課：総合政策課長、フードビジネス推進課長、衛生管理課長、

環境森林課長、山村・木材振興課長、

鳥獣被害対策支援センター長、農業連携推進課長、

農業経営支援課長、農産園芸課長、畜産振興課長、

農村整備課長、道路保全課長、生活環境課長

事務局長：中山間・地域政策課長

イ 各地域鳥獣被害対策特命チームの設置

支庁及び農林振興局単位に設置し、集落や市町村等が行う集落対策、被害対策、生息環境対策、捕獲対策等を支援する。

構成員 チーム長：西臼杵支庁長、各農林振興局長

関係機関：西臼杵支庁、各農林振興局、土木事務所、保健所、

市町村、農協、農業共済組合、森林組合、猟友会、

集落代表者 等

ウ 鳥獣被害対策支援センターの設置

鳥獣被害対策スペシャリストと連携し、地域特命チーム等への技術指導や被害対策の指導を担う人材育成並びに被害防止対策の実証や研究などを行う。

構成員 センター長：林業技術センター副所長

専任職員

各地域鳥獣被害対策特命チームとの兼務職員

顧問：鳥獣被害対策スペシャリスト

改正後

(3) 計画の実施体制

① 【略】

② 鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する(図-6)。

※新たな視点に立った鳥獣被害対策

無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

ア 鳥獣被害対策特命チームの設置

全県的な鳥獣被害対策の方向性や被害対策基本方針の決定、施策成果の検証、各部会間の調整、進行管理、県民への啓発等、本県の鳥獣被害対策を統括する。

構成員 チーム長：副知事

副チーム長：自然環境課長、森林経営課長

関係各課：総合政策課長、中山間・地域政策課長、

産業政策課長、衛生管理課長、環境森林課長、

山村・木材振興課長、鳥獣被害対策支援センター長、

農業連携推進課長、農業経営支援課長、農産園芸課長、

漁村振興課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、

農村整備課長、道路保全課長、生活環境課長

事務局長：農政企画課中山間農業振興室長

イ 各地域鳥獣被害対策特命チームの設置

支庁及び農林振興局単位に設置し、集落や市町村等が行う集落対策、被害対策、環境対策、捕獲対策等を支援する。

構成員 チーム長：西臼杵支庁長、各農林振興局長

関係機関：西臼杵支庁、各農林振興局、土木事務所、

家畜保健衛生所、保健所、市町村、農協、

農業共済組合、内水面漁協、森林組合、猟友会、

集落代表者 等

ウ 鳥獣被害対策支援センターの設置

地域特命チーム等への技術指導や被害対策の指導を担う人材育成並びに被害防止対策の実証や研究などを行う。

構成員 センター長：総合農業試験場副場長

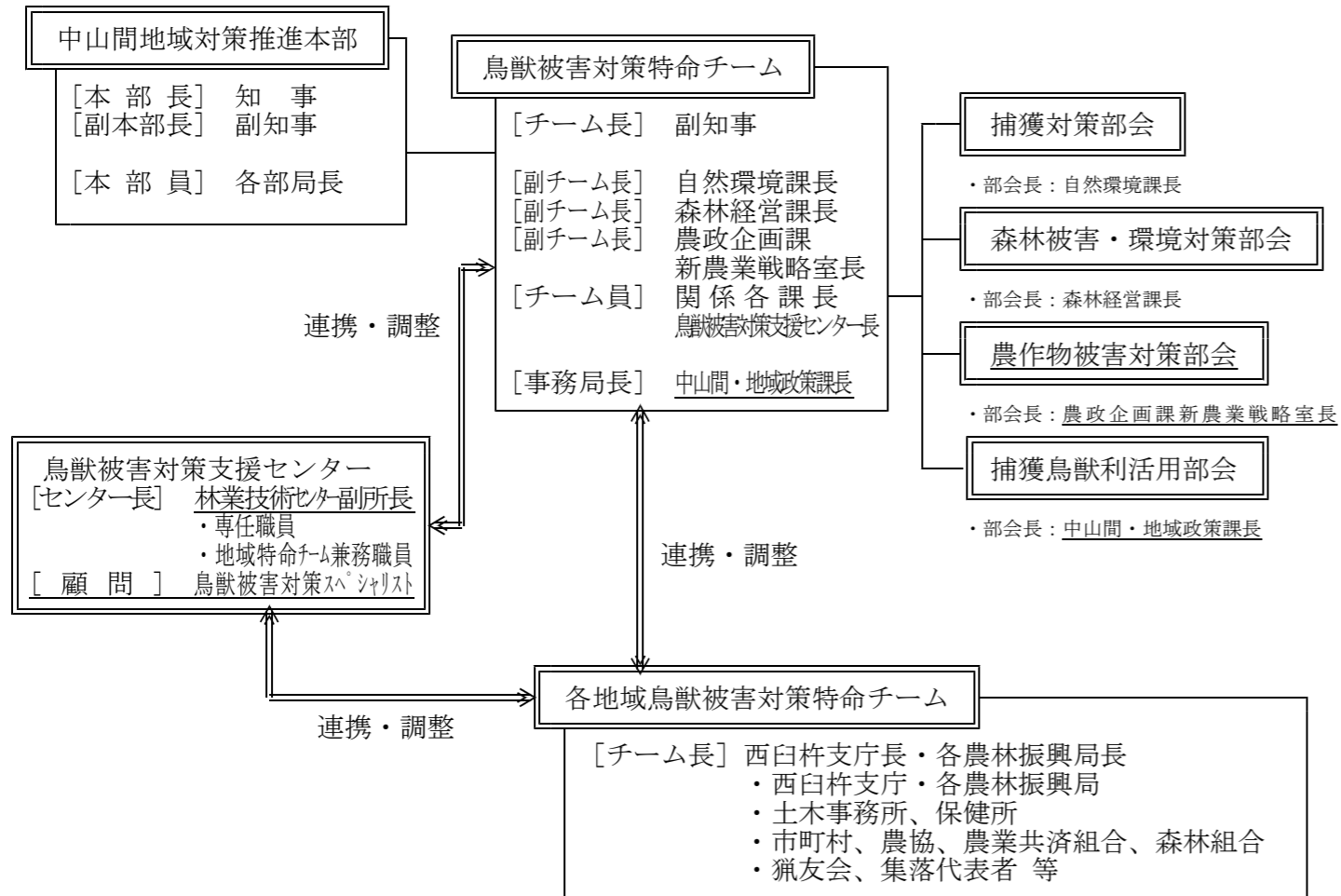
専任職員

各地域鳥獣被害対策特命チームとの兼務職員

改正前

③ 関係機関等との連携・協力  
本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

図-6 鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施体制

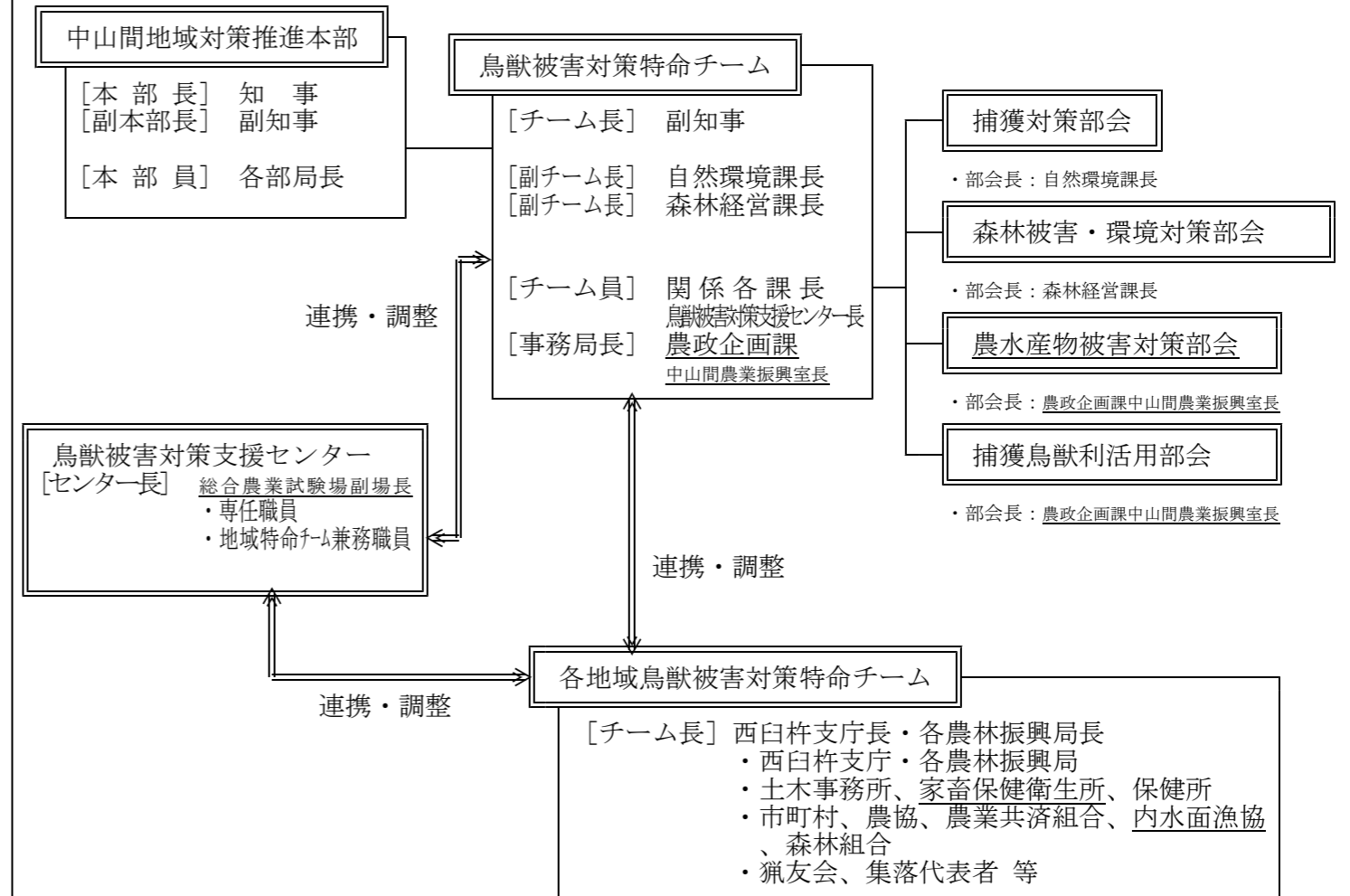


添付資料【略】

改正後

③ 関係機関等との連携・協力  
本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

図-6 鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施体制



添付資料【略】